

# 日露戦争における清国の中立政策の成立過程

楊 国棟

## はじめに

1904年2月8日に日露戦争が勃発した。戦争の特殊性の一つは、戦場が交戦国以外の第三国の領土であり、すなわち、清国の領土——王朝発祥地である東三省——が衝突の場と化したことであった。しかし、清国は開戦の4日後の2月12日に「局外中立」という政策を宣言した。なぜ清国が中立政策を選んだのかという疑問に対して、時代の移り変わりと共に異なる視角からの解答が提示されたが、当事者である清国を中心とする実証的な考察はなかなか現れなかった。本稿はこの政策の形成過程を整理し、その背景を明らかにする。

中国で発表された日露戦争に関する学術論文は多く、清国の中立に関する論文も少なくない。その代表的なものをあげれば、周載章(1986)、曲伝林(1987)、周厚清(2000)、喻大華(2005)、崔志海(2005)などがある<sup>1</sup>。全体的に言えば、2005年以降により実証的にはなってきた。特に崔志海の「日俄戦争時期的上海外交」という論文はその政策に肯定的評価を与えている。しかし、中立政策の成立過程に対する今までの研究は、第一に、その政策に関する議論が清国内部においてどういう過程で形成されてきたかについて、緻密に分析してはいない。つまり有力者たちの意見をきちんと整理していないし、戦争勃発前後の変化も追究していない。第二に、政策決定過程に日本が深く関わっているにもかかわらず、日本側の史料の利用が不十分なために、基本的な事実関係の解明も不十分ならざるをえない。

日本の学界における日露戦争時の清国の外交研究では、川島真の幾つかの論文(2004、2005、2008)が重要である。川島は清国の中立問題や「日露戦争と中国」を巡る議論の変容及び満洲における局外中立などの問題点について、多方面から検討しており、学ぶものが多い。ただ中立政策の成立過程についての検討はなお不十分で、史料自体の誤りから「1903年11月から12月

上旬には中立という大勢が形成」された、とした。これを批判して、鈴木智夫は「中国政府による中立決定の時期は、1903年12月下旬以降のことであったと見るのが妥当」としているが、それ以上の積極的な見解は提示していない<sup>2</sup>。

清国の中立政策の形成については、少なくとも次の三つの問題を考えねばならない。①清国内部においてどのような意見があったか、②如何なる過程でいつ確定したのか、③その背景にどのような国際的・国内的状況があったか。本稿ではこれらの問題を検討していく。

## 1. 清国における「局外中立」の提起

### (1) 辛丑条約後の外交政策の転換

日清戦争の終結から日露戦争勃発までの約10年間、清国は「内憂外患」の頂点に至っていたといえる。その外交政策では、義和団事件が転機になる。

まず、清国は三国干渉により日本から遼東半島を返還されたが、露清密約によって「連露制日」（ロシアと協力して日本を抑制する）という外交政策をとり、経済・軍事など各方面から日本に対する防御線を構築した。しかし、1898年にロシアは旅順・大連を租借し、さらに長城以北を自らの勢力範囲に取り込もうとした。そして、1900年の義和団事件に乗じて、17万の軍隊を派遣して東三省を占領した。翌1901年に「辛丑条約」が結ばれた後、ロシアは他国に対しては早めに撤兵するよう主張する一方、東三省に駐屯している自国の軍隊は撤退させないままであった。

その間の1900年11月9日に、ロシア側は盛京將軍の増祺に迫って、「奉天交地暫且章程（アレクセーエフ増祺協約）」を締結し、東三省の実質的な支配を認めさせた。これに対して清国は増祺らの「章程」を認めず、楊儒と李鴻章を相次いで全権代表に任命し、ロシアに対して東三省の返還交渉を行なった。東三省の權益を強硬に主張するロシア側を牽制するために、日・英は南方の督撫の張之洞・劉坤一らに働きかけ、西安に滞在する西太后と北京で講和を交渉している慶親王・李鴻章に圧力を加えて、ロシアとの条約に調印することを拒否させた<sup>3</sup>。同時に日本は直接ロシアに勧告し<sup>4</sup>、1901年4月、最終的に清国と個別に東三省に関する条約を結ぼうというロシアの計画を放

棄させた<sup>5</sup>。

さらに、日英はロシアに対抗するため、1902年1月13日、ロンドンにおいて第一次日英同盟条約を結んだ。ロシアの東三省占領に対する日・英など列強の反対を背景として、第三回の露清東三省返還交渉が再開され、1902年4月に「交収東三省条約」が調印された<sup>6</sup>。

他方で、光緒新政という改革によって、政治・経済・文化のみならず、外交・軍事の面でも日清の間の接近が見られ、日露戦争前後に近代以降の日中関係の「黄金の十年」<sup>7</sup>、あるいは「日支親善の最頂点」に達する<sup>8</sup>。1902年前後に清国内部で「日清同盟論」が議論されたことがそれを象徴している<sup>9</sup>。

特に日本の陸軍は東三省におけるロシアの勢力を抑えるため、直隸総督兼北洋大臣の袁世凱との軍事上の協力も図った。日本の史料では、1902年6月中旬から清朝を「日本の思う通りに動作し得るように準備」を始めたとしている<sup>10</sup>。同月28日、各地の諜報員より毎日直隸総督府に達する情報は直ちに袁の顧問の坂西利八郎少佐に示し、同少佐がこれを日本語に訳して当時の在天津駐屯軍司令官の仙波少将に伝え、これを大本營に打電するという、情報転送ルートが約束された<sup>11</sup>。

しかし、翌1903年5月にロシアは政府の大臣特別会議で「交収東三省条約」を否決し、第二期撤兵を実行せず、新たに七項目の要求を撤兵条件として清国に提出した。この後、清国で民間の「拒俄運動」という反ロシア運動が盛んになった<sup>12</sup>。11月4日、清国政府は親ロシアの外務部会辦大臣の王文韶を転任させ、その後任に親日の戸部尚書的那桐を任命した。「人々は、このように変えたのは意味深長で、親日の表明に等しい、と考えた」<sup>13</sup>。

こうした一連の動きの中で、清国は日清戦争以後の「連露制日」という政策から離れ、「連日制露」(日本と協力してロシアを抑制する)という政策に転換していった。

## (2) 露清交渉の難航に対する措置——調停論と主戦論

日露の東三省をめぐる紛争がエスカレートする可能性が高まりつつある状況に対して、清国政府がまず考えたのは戦争を避けるということであった。清国は終始列強の干渉を後ろ盾として、東三省の回復を巡ってロシア側と交渉していた。1903年後半には、調停という列強の力によって国益を保とうと

する政策が、清国の主流であった。

1903年9月23日からほぼ一ヶ月間、軍機処総理王大臣の慶親王奕劻は、アメリカの在清公使コンガーと何度か会談し、ロシア軍の撤退を調停してくれるようアメリカ政府に頼んだ。また駐米公使梁誠によってアメリカ国務省に同じ希望を伝えたが、ロシア側が拒否したため、この意向を放棄した<sup>14</sup>。また唐紹儀や張之洞はイギリスの駐清公使アーネスト・サトウから、満洲問題に対する見方と、清国のとるべき態度についての意見を求めている<sup>15</sup>。その直後の11月2日、西太后はロシアへの対応策を検討するため、軍機大臣たち並びに袁世凱と張之洞を召見した<sup>16</sup>。彼らが如何なる意見を提出したかに関する中国語の史料は見つからないが<sup>17</sup>、会議では日露交渉を静観し、ロシアの要求を拒絶するという策が提起された<sup>18</sup>。

調停という政策を主張した官僚たちの中では、商部左侍郎の伍廷芳の考えが代表的であった。彼は1903年11月17日に日本駐清公使の内田康哉と会見したとき、東三省の危機を解決するために特別全権委員会を設立するという策を示した。伍によると、清国は躊躇せず専門の委員会を設立すべきで、該委員会は慶親王を長とし、他の1~2名の高級官僚と伍廷芳で組織する。委員会はすぐにロシアと交渉して、清国にとって有利なあらゆる理由を述べ、ロシアの善意に訴えるつもりである。もしこのロシアに対する努力が役に立たないならば、東三省を世界に開放することによって、清国はあらゆる手段を尽くしてヨーロッパとアメリカの世論に訴え、全列強の同情を得ようと試みるべきだ、というものであった<sup>19</sup>。

同時に、戦争を手段としてロシアに打撃を与え、東三省の回復という目的に達しようという主張が、清国の一部の官僚の中に現れた。1903年11月2日に署両広総督の岑春煊はロシアの撤兵拒否に対して、自ら東三省の政局をつかさどりたいと願い、「戦争に備えて兵を移動させる」（「備調之説」）という建議をした。3日、軍機処は彼の「備調之説」に対する返電の中で、「東三省のことは決裂に至らないかもしれず、中国は時機を判断し力を量れば、戦争をすることは絶対にいけない」という論旨を伝えた<sup>20</sup>。

11月14日、軍機処は岑春煊の「備調之説」に対する否定の意見を袁世凱に伝えた。また岑と同様な意見を持っていた両江総督の魏光燾<sup>21</sup>と江西巡撫の夏岷<sup>22</sup>に対して、「時機を判断し力を量れば、戦争をすることは絶対にいけ

ない。…この時最も重要なのは、ぜひとも冷静になり、人心が恐れまどうのを避けることである」という旨を転電するよう、袁に要求した<sup>23</sup>。岑春煊らは対露主戦の主張をしたが、当時の国内外の状況を量ると、清国単独での開戦は自ら滅亡を招くに近いであろう。

これに対して、日本と連合してロシアに対して開戦するという主張は、当時の「連日制露」という外交策と一致する上に、ある程度実行に移す可能性はあったと思われる。駐清公使の内田康哉は日記の中で、肅親王が「日露開戦の場合、清国は其の火元であるから、徒に拱手傍観者の地位に立つことはできない、従って清国を援助する国と合同することは義として免かれぬ」という意見を表明した、と記している<sup>24</sup>。

内田は最初は袁世凱を主戦派として認識している<sup>25</sup>。1903年10月末から12月上旬ごろまで、袁世凱と関係が深い人物たちの活動は、確かに参戦の意志を示していた。10月28日、袁世凱は唐紹儀を内田公使のもとに派遣し、日露開戦の場合には日本とともにロシアと戦うという決意を暗示した。そして、翌29日に馬玉崑の通訳である文衛が内田公使を訪ね、日露開戦の場合に馬はその軍を率いて日本とともにロシアに対抗すべきだ、という旨を伝えた<sup>26</sup>。東辺道台の袁大化はロシア軍によって追放された後、慶親王・袁世凱や何人かの軍機大臣に会って、日本の支援を得ながら戦争によってロシアを東三省から撤兵させる、という策を提起している<sup>27</sup>。

唐紹儀は袁の主要な幕僚として対外策の制定の参与者であり、馬玉崑も袁の直属の部下である。袁大化は元々李鴻章の淮系の幕僚であり、袁世凱の親密な同僚でもある。要するに、袁世凱本人は直接には主戦という考えを明示してはいないが、日本の力を借りて共にロシアと戦って、「戦後の始末に於いて清国も亦一つの発言権を得ようと希望し」ていたのである<sup>28</sup>。

### (3) 清国内の「局外中立」の提起と日本の対清方針

ロシア政府は12月11日に胡惟徳に対して、撤兵について正面から断る照会を発し、そこで、清国とロシアの間の撤兵に関する直接の交渉が終了する。その後、日露交渉の難航に伴い、開戦の場合における日本側の対清政策が次第に明確になる。その結果、袁世凱を中心として「局外中立」という主張が提起されるのである。

1903年12月3日、駐清英国公使のアーネスト・サトウは内田公使を訪ね、日露が開戦するとき、清国のとるべき態度に関して、参戦の場合には、フランスがロシアを援助し、さらにイギリスが日本を援助し、アメリカ・ドイツも中立ではいられなくなるなどと推測した上で、次のように語った。「さいわいにして事端日露清三国間にのみ止むを得、かつ日本が終局の勝利を得れば、これ実に清国の蘇生というべく、極東の平和と清帝国保全の大目的は茲に成就することを得るであろう」<sup>29</sup>。これに対して、内田は仏露同盟も日英同盟も想定している第三国がヨーロッパ諸国をさすのなら、清国が日本に助力してもフランスがロシアを援助することはないだろう、という判断を下した<sup>30</sup>。

その後、内田公使は自分の収集した情報に基づいて、日露開戦の場合に清国のとるべき態度に関し、必ずしも他列国の干渉を惹起しないように、つぎの四つのシナリオを外務省に伝えた。①厳正中立。②友誼的中立、即ち一方でロシアを牽制できるように軍隊を配置し、他方ではロシアの鉄道や団練の兵または馬賊をそそのかせてロシアに敵対させるなどの、内密あるいは間接の援助を日本に与えること。③戦争の当初は中立を守り、時局の発展に伴い、あるいはそれを継続し、あるいは日本と協働すること。④戦争の当初より日本と連合した行動をとること<sup>31</sup>。

戦争の勃発まで、日露交渉の進展に関する状況や日本の動向は、駐日公使楊枢によって外務部に報告されており、彼の電報は日本が次第にロシアとの交渉という方針を放棄し、戦争の準備を進めている状況を伝えた。12月19日に楊枢は、桂首相府で秘密会議がおこなわれたこと、海軍の将官・佐官を東京に集めること、軍用食糧を買い付けていることなどを報告し、早めに対外政策と軍事面の準備をするよう建議した<sup>32</sup>。23日、楊枢は日本海軍の常備軍艦18艘が満洲・朝鮮方面に派遣され、鉄道労働者と電信労働者各300人も朝鮮に派遣される、と報告した<sup>33</sup>。楊枢の報告は袁世凱ら清国中央の有力者たちに日露の緊迫した状況を知らせ、対日露政策の決定の重要な参考になるものであった。

その間、日本の駐清公使館武官の青木宣純が袁世凱と密談し、清国の中立、中立の準備、北洋の兵力の配備、戦争中に両軍がひそかに協力すること、諜報の方法などについて、了解に達した。袁世凱は、日本が開戦の場合に清国に中立を求める考えに傾いていることを認識した<sup>34</sup>。

そこで、袁世凱は楊枢の電報や日本人の内密の情報から、まもなく日露は開戦するという判断を下し、12月21日に軍機処宛の電報の中で初めて局外中立を提案した<sup>35</sup>。これに対して、26日に両江総督の魏光燾が、次の二つの疑問を袁世凱に提出した。①日露が戦争をすれば、清国が参戦するのは難しい、中立もまた妥当ではないようなので、二つのうち害の軽い方をどのように選ぶのか。②日本の船が清の港湾で軍需物資を買い付けようとした場合、如何なる対応をすべきか。さらに魏は袁に、北洋の軍艦に命令して江陰・吳淞の両港をそれぞれ防衛するよう、要請した<sup>36</sup>。

これに対して、袁世凱は「局外中立」という主張をし、以下の三つの意見を提出した。①ロシアに味方すれば日本海軍が我々の東南を脅かすだろうし、日本につけばロシア陸軍が我が西北を狙うだろう。清国がすぐに危なくなるだけでなく、全世界にも波及する恐れがある。もし日露が決裂したら、我々は局外中立を守るべきだ。②日本の船が我が国の港湾で軍需物資を買い付けようとした場合、地方官は局外中立の規則に基づいて公式文書を送って詰問し阻止すべきだ。もし日本側が武力で無理やりに買おうとしたら、我々はどうしようもないが我が方から援助あるいは許可したことにはならない。将来がどうなろうと、先ず必ず局外中立からはじめなければならない。状況が変わったら、臨機応変でやる。③北洋の各艦は、強い敵を防げない。日露が交戦すると、わが艦を捕獲して戦闘に協力させる恐れがあるから、先ず港内に深く隠れ、機を見て動かして使うべきだ。港湾の外に停泊したら、敵に餌をまいて紛争を招くようなものだ<sup>37</sup>。

以上の状況に対して、27日に軍機処は南北洋大臣に宛てた電報の中で、次の四つの意見を伝えた。①もし日露が戦争になれば、日本は中国の主権を保つことを名目とし、その持論は甚だ公正である。しかし、ロシアもまだ我々と戦端を開いておらず、もし我々に少しでも偏りがあれば、禍がただちに来る。ただまず局外中立から始めるべきだ。しかしこれは東三省のために起こったことで、その地の主権は我にあり、二つの国の交戦の場合に他国が当然局外中立を守るという事態と同じではない。②大勢を推測すると、戦争のはじめは遼河及び黄海の周辺であって、すぐに東南に及ぶことはない。もし北洋の軍艦を移動させて江陰・吳淞両港を防衛すれば、徒に列国の疑いを招き民間のパニックを引き起こすことになる。それは現在緊急のことではなく、

しばらくしてから港内に入る方がおのずから妥当だ。③日本の船が清国の港湾で軍需物資を買い付けることについては、我々が東三省でロシアの行為を止められない以上、各港湾で日本の行為を阻止するのは具合が悪い。日本側が自ら住民から買い付ければ表立って詰問しがたいが、地方官が代わって買い付けてあからさまに援助するのは許してはならない。④事態は危険な定かでない状況があり、外国の状況はめまぐるしく変化するから、袁世凱が電報の中で状況が変わったら臨機応変でやると言っているのは、まことに的を射ている。なお厳密な配置を望み、機をみて適切に謀るのが肝要だ<sup>38</sup>。

12月27日、楊枢は外務部に「この間に日本政府の廷議はすでに決した。もしロシアが返事を引き延ばして日本が提出した約に従わなければ、日露双方は勢い必ず決裂する。十日以内に和解か開戦かが判る」という電報を送って、早めに対外政策と軍事面の準備をするよう、もう一度建議した<sup>39</sup>。12月30日の楊の電報は、日本の対ロシア開戦の準備状況を詳細に報告している<sup>40</sup>。その中で、日本各地に駐在している領事たちが収集した開戦の準備に関する情報、例えば神戸陸軍兵器工場で大砲を包装して運び出していること、大阪の兵器工場では例年の年末年始の休暇期間を取り消し、昼夜の別なく生産を早めていること、赤十字会のこと、官民の交通運輸に関する整備、海陸各軍が米を備蓄していることによる米価の変動等によって、小村外務大臣が25日に伝えた開戦の準備が事実であることを確信し、清の外務部に報告した。

12月30日、日本政府は閣議を開き、日露が開戦した場合の対清方針を最終的に確定した。清国に対しては、日本と提携させてロシアと交戦させるか、あるいは中立策をとらせて交戦に加えないかという二つの案が考えられたが、「対外政策の大方針に関すること」、「戦闘の地理的範囲を狭小ならしむこと」、「戦争の国際的関係を単純ならしむこと」、「清国償金に関すること」、「恐黄熱の再発を防ぐこと」、「善後の処分に便になること」という六つの理由によって、結局第二の案が得策とされた<sup>41</sup>。

以上からわかるように、青木武官との日露開戦の場合に関する日清協力の約束が、袁の「日本と共にロシアと戦う」という主戦の試みを放棄させ、12月末の時点で袁世凱が軍機処宛の電報で局外中立を提案したのである。軍機処は袁世凱の局外中立の主張に一応賛同したが、同時にそれが同時代の国際法上の中立概念と乖離していること、つまり戦場の「地の主権は我にある」

ことも意識していた。

そして日露開戦の場合の日本側の清国に対する策がまた最終的には確定していなかったこともあり、軍機処の「ただまず局外中立から始めるべきだ」というのは、南北洋大臣レベルにのみ伝えたのであって、局外中立という政策を東三省の危機を乗り切る唯一の方策として確定してはおらず、ロシアの平和的撤兵や日露戦争を防止する希望と努力を捨てておらず、他のより良い打開策を探していたようである。楊枢の電報からみると、その局外中立はただ軍機処の一応の意見でしかないことがわかる。内田公使も清国の当事者について、躊躇しているようだという印象を記録している<sup>42</sup>。

## 2. 「局外中立」の形成に対する各種の勢力の影響

以上のように、1903年12月末の時点での「局外中立」という政策は、ただ日露開戦に至った場合の、清国の当面の策として軍機処や南北洋大臣のレベルで提起されたものでしかない。したがって、この段階は中立政策の提起期と見なされ、翌年の1月から本格的な討議期に入ったと言える。

### (1) 日本の清国要人への働きかけと列強

1904年の年頭から、清国が中立を決定するよう日本側の働きかけが本格的に始められた。1月4日、小村寿太郎外相は前年12月30日の閣議決定、即ち日露開戦の場合に清国に中立の立場をとらせる決定を、内田公使及び天津の伊集院、上海の小田切、両総領事に伝えた<sup>43</sup>。翌5日、同趣旨の電報を清国駐屯軍の将校たちにも伝えた<sup>44</sup>。7日、小村は三つの理由を中心として慶親王に中立を勧告するよう、内田公使に伝えた。翌日、慶親王は内田に賛同する旨を伝えた<sup>45</sup>。12日に内田公使は慶親王への勧告と同じ内容を張之洞と袁世凱に伝えた<sup>46</sup>。

1月9日、アメリカの國務次官は、日露開戦の場合に清国が日本と協同すれば、アメリカの商業に不利を招くことを憂いていること、ロシアがモンゴル及び新疆の全部を占領する恐れがあること、を日本側に伝えた。11日、イギリス外相も清国を中立化させるという日本側の主張の理由に賛成し、特に清国を安定させて、同国の分割を惹起する恐れを防止するためなどの見方を賞賛した<sup>47</sup>。12日、アメリカは清国の中立に賛成する意見を日本に伝えた。

内田公使も清国に中立を勧告したことを、駐清英・米両国公使へ通告した。15日、イギリス公使サトウは慶親王に、日露開戦の場合には中立という日本からの説得を受け入れるよう建言した<sup>48</sup>。イギリス女王が清国中立に賛成することを慶親王にも伝えた<sup>49</sup>。

ドイツの外相カイゼルは駐独日本公使の井上勝之助に対して、「ドイツは開戦になった場合ロシアに対して好意的中立ではなく、厳正中立を宣言するだろう」と語った。また、イギリス駐在ドイツ公使のハッフェルトは駐英日本公使の林に、「ドイツは日本とロシアの衝突の際に、東アジアにおいて日本の敵となるような要素は持ち合わせていない」と表明した<sup>50</sup>。フランス首相ルーベは1月にイタリア首相ルツァティに対し、露仏同盟はただヨーロッパにしか関係しないと述べた<sup>51</sup>。

2月に入るとフランスの北京駐在公使が、「もし戦争が起きたら、英・仏・独・伊の四国は直隸省の中立を尊重することを日露に懇切に促そう」という提案を、ドイツの駐清公使に行なった。フランスは清朝の中立を尊重するが、東三省は戦地として中立区から除外することも主張している。ドイツもほとんど同じ立場を表明した。ドイツ首相プロフは「問題は一旦戦争が本当に勃発したら、できる限り戦争の区域を限定すること。最もよいのは、これから戦場になりそうな所——満洲——以外の中国領土、つまり大連湾の緯度より南のあらゆる中国領土だが、当然遼東半島を除いた所を中立区域とし、かつ列強がその中立を保護する、と宣言することだ」と在清ドイツ公使に伝えた<sup>52</sup>。要するに、日本はもちろん、英・米・仏・独とも清国に中立を求めたのである。

## (2) 戦争勃発までの清国内部の動き

1月3日、錦州(Tingchow)の名ばかりの知府である桂春が、英国公使のサトウに新年挨拶の名義で訪問し、実は政治問題を探ってきた。桂春は、イギリスとフランスが日本に対して戦争を避けるよう緊急の忠告をしたという話は本当かどうかと尋ねた。サトウは婉曲に肯定した<sup>53</sup>。19日、張之洞の体の具合がわるくサトウを訪ねることができないため、サトウが張を訪問した。張は既にフランス公使のDubailと一人の外務部官僚と話をしたことをサトウに伝えた。張は仏英両国が日露を斡旋するよう建議し、また軍機処もサト

ウの意見を伺いたいと思っていることを伝えた。サトウはその要請を拒否した<sup>54</sup>。21日、サトウはまず日露の間の、そしてその代わりとして清露の間の調停をというフランスの考えはナンセンスだと、来訪中の伍廷芳に伝えた<sup>55</sup>。23日には京師大学堂主持の張百熙が胡燏棻とともにサトウを訪ね、日本に対露開戦をしないようイギリスが説得してくれないかと頼んだ。張百熙が、日本は最初こそ勝利を収めるだろうが、二～三年のうちに力尽きてくるのではないかという、サトウは日本が勝利すると信じると答えた<sup>56</sup>。

開戦直前の一月末、張之洞の使いとして行政部の張百熙や聯芳らが英・米・仏の各国公使に接触し、列強の共同調停を打診した<sup>57</sup>。イギリスは断ったが、フランスは案外乗り気であったという。そこで彼らはアメリカにも協力を要請するために、駐清公使のコンガーを訪問したのである。彼らは、自国の領土内で第三国同士が戦争をするのは異常事態だという認識を強く持っており、清国は無力だが回避の可能性があるならどんな努力も惜しまない、と訴えていた<sup>58</sup>。1月31日、伊犁將軍の馬亮も軍機処に「列国に頼んで東三省の事を仲裁してもらおうよう」、電報を送った<sup>59</sup>。

張之洞を中心とする清国の当事者の一部が列強による日露の調停という政策に腐心している一方で、1月8日にアメリカ駐在公使の梁誠は、外務部に次のような主戦の主張を提起した。「日露はまさに戦わんとしており、我々がロシアを助ければ、日本は支えきれず、我々にとって福ではない。もし日本を助けると、勝利すればその利益を共有し、敗けても列国が公平に判断して、我々はなお存在できるだろう。もし局外中立を守ると、戦時の大騒ぎや戦後の非難は皆想定されることであるし、しかも戦争は必ず波及して、局外に身を置くことは難しいであろう。ただこのとき日本を助けることを表明すれば、ロシアは必ず文句がある。速やかに精銳の軍を動員して、奉天と直隸の境界に集結させ、畿内を防衛し弾圧に役立てるためだと言明することによって、ロシアの文句の口を塞ぎ、他方で機会を見て日本を助けて、遼瀋を回復することを図るべきだ」<sup>60</sup>。日本と共にロシアと戦うという主張は、清国の当事者の中にだけではなく、国内の一部の新聞論調にもあった<sup>61</sup>。

このように、1904年に入り戦争直前に至っても、清国内部では列強による日露の調停や中立、さらには参戦の考えなどの動きが錯綜していた。その間にも、楊枢は日本の戦備状況と清の中立化の希望を、外務部に相次いで報告

してきた。

1月9日、「もし日露が決裂する場合、日本は中国の中立を願っている」という日本の意向を外務部に伝えた。しかし、楊枢は「誠に若し戦端を開けば、彼の国[日本]は他国を巻き込むことを願わず、多くの面倒なことが起こって、收拾は難しくなることを恐れているのは、その情理は信じられる。ただ、彼の国が我が国の先生として、財産と力を費やして東三省のために戦うのは、情理を以って考えると、当然我が国の援助を望むべきである。だから我が国の中立を望むというのには、恐らく別の深い意図があるだろう」と、日本の動機を疑っている<sup>62</sup>。

楊枢の報告と日本の勧告に鑑みて、1月15日、軍機処は「日露の対峙は益々急になり、もし遂に決裂すれば、勢い二つの困難に陥るので、当然対策を図るべきだ」という態度を南北洋大臣及び各督撫に伝え、各地に「注意して防衛し、慎んで堅固に守備をすべきだ」、「洋人及びその財産・教会を真面目に保護せよ」など、国内の安定を強調した<sup>63</sup>。ほぼ同じ内容の電報が定辺將軍・伊犁將軍・科布多參贊大臣・庫倫辦事大臣など、ロシアと隣接するモンゴル・新疆地域の軍政要員に伝えられた<sup>64</sup>。

同じ15日、外務部右侍郎に任じられたばかりの伍廷芳は、日本の内田公使に中立という考えを示した。伍は東三省で清国官吏は日露開戦の場合には中立を守るよう命令されるべきだが、実際にはかれらは恐らくロシア軍の威圧によって、その要求する各種の援助を供与しなければならないだろう。日本側はこのような行為に対して、清国が中立を破ってロシアに援助を与えていると見做してはならない、と語った。また次のように提案した。日露開戦の場合には、各国公使を外務部に招集して、清国が中立を守ることを宣言し、かつ清国政府がそうした態度をとった理由を自ら説明する。さらに日露戦争に関する清国の特殊な位置を全世界に明示するため、清国の東三省に対する特別な態度を説明し、各国公使と中立遵守に関する各種の措置を協議する、と<sup>65</sup>。内田は六つの理由を挙げて伍の会議の提案を拒否した<sup>66</sup>。

1月17日、西太后は会議を開き、ロシアと東三省の問題について討論し、その場で袁世凱に軍を整備して守りに備えるよう命じた。18日、清国政府は日露対峙という状況に対して、国内の安定を守ることや外国人の命・財産を保護するようという上諭を公にした<sup>67</sup>。19日、袁世凱は局外中立の場合に

担当すべき責任について上奏した。その中で、国際法に基づいて作成した中立責任の概要を翻訳して付録とした<sup>68</sup>。22日、楊枢は日本がイタリアから買った「春日」・「日進」の二艦は2月9～10日ごろに「東洋」に到達することを、外務部に報告した<sup>69</sup>。同日、袁世凱は日露開戦に対応するため、上諭に従って防衛を準備し、兵士三万人を増やす計画を立案し、戸部に割り当て金を調達させる詔書を要請している<sup>70</sup>。

地方の官僚のなかにも「局外中立」という当面の措置を提起した人がある。23日、安徽巡撫の誠勳が、日露戦争は間近であるが、清国はむしろ下策と認める局外中立を守ることをやむを得ないものと認識して、自らの強盛のため、まず東三省においてこそ精兵を選び、機会に乗じて駐屯し開墾すべしと進言した<sup>71</sup>。

### (3) 中立の成立と主戦の終焉

清国の当事者たちが東三省喪失の危機をめぐるいくつかの平和的な解決策を模索したにもかかわらず、日露戦争は1904年2月8日夜の日本の先制的な攻撃によって勃発した。列強の調停に任せられず、日本と共にロシアと戦うこともできず、勿論単独でロシアを東三省から追い出すこともできない以上、清国政府は中立政策を選ぶしかなかった。

2月10日、軍機処は湖広・両江総督に、「日露の戦争がすでに迫り、我が国は局外中立を守るからには、少しも偏ってはいけない」、という電報を打った<sup>72</sup>。11日、袁世凱は「日本がロシアに宣戦したことに鑑み、中立の旨を發布しよう」外務部に要請した<sup>73</sup>。同日に軍機処は「日露は開戦し、我は局外中立を守る。あらゆる一切の事を如何に処置すべきか、なるべく計画し、速やかに行われることを希う」、という電報を袁世凱に送った<sup>74</sup>。

2月12日に清国政府は中立諭旨を公表した<sup>75</sup>。同日、中立諭旨を各省將軍・督撫・各大臣・列国の駐在公使・ウラジオストク商務委員に伝達し<sup>76</sup>、さらに、戦争の勝敗を問わず、東三省の主権を保持することを強調するため、列国の駐在公使を通して列強に声明した<sup>77</sup>。13日、清国は局外中立の通告を駐清列国公使に送付し、駐日公使楊枢も公式に清国の中立の通告を日本の外務省に照会した<sup>78</sup>。

これより前の2月10日、岑春煊は日露開戦の機会に乗じて東三省を回収

しようという意見を軍機処に電送した。中立論旨が出された12日にも岑春煊は再び「日本と連合して速やかに兵を派遣し、奉天の南北の鉄道を占領することによって」、東三省の主権を回復するという建議を軍機処に伝えた<sup>79</sup>。しかし、13日に軍機処は日本とともにロシアと戦うという岑春煊の建議を否定し、「中立を守らなければならない」と命じた<sup>80</sup>。

## 終わりに

1903年12月11日にロシア政府が撤兵について正面から断る照会をして以降、清国の東三省危機の打開策は、ロシアとの交渉から英・米・日の調停と干渉という調停論に移った。その政策は主として英・米・日の力によってロシアの撤兵を迫ろうとするものであった。日露交渉の難航に伴い、特に1903年12月27日に日本が開戦を準備するという意向を伝えて以後は、清国の有力者たちの一部は英米諸国の調停によって戦争を止めようという方向に転換した。こうした調停派というべき人物は、慶親王及び張之洞を中心とし、伍廷芳・張百熙・胡燏棻などを含んでいた。

これと同時に、ロシアと戦おうという主戦論も現れた。それは両広総督岑春煊を中心とし、両江総督魏光燾と江西巡撫夏岷も同じ主張であった。袁世凱は日本と連合して戦うという考えを持っていたが、日本の意向を受け入れて中立の主張を表明した。

岑らの主戦論は戦争勃発まで続いたが、1904年1月以後、調停論と中立論が清国の東三省の喪失危機の打開策として主要な形であった。中立論は袁世凱を代表として着実に備えをしていった。袁は何度も日本側と協議し、1月19日以後には中立政策の具体化を進めていった。彼の動きは当然彼の政治的同盟者であった慶親王、さらに西太后に影響を与えていった。

当時清国の政治体制では、西太后は最高の権力者として最終的決定権を握っており、大臣たちの建議を集めて決定を下すのだが、上に述べたように、有力者たちの間で一致は見られなかった。このため1月17日になっても政府はなかなか明確な政策を示さなかった。駐日公使楊枢は政府が明確な指示を示すよう三度も要請したが、軍機処は南北洋大臣および各督撫に宛てた電報で事態の推移を静観するよう指示しただけであった。清国が中立を決定した

のは、戦争の勃発によって調停論が最終的に破綻してからである。

清国が中立政策を決める過程では、国際的には日本の影響力が一番強かったことは明らかである。しかし、他の列強も国際関係を考慮し、また各自の在華利益を保持するため、清国の中立に異存はなかった。日露双方の背後には「日英同盟」と「露仏同盟」という軍事同盟が存在していたが、フランスも極東においてはロシアと距離をおき、最終的に中立という道を選んだ。清国の中立はロシアにとってもっとも不利であったから、2月12日の中立宣言の公表以後、列強とロシアの間に複雑な交渉が行なわれた。

ではなぜ、清国政府はそんなに遅くまで中立政策を決められなかったのか。最終的に中立政策になった背景にはどんな事情があったのか。すでに述べたように、東三省喪失の危機を打開するためにはいくつかの選択肢があった。まず、武力で東三省を回復しようという、岑春煊や梁誠らの主戦論があるが、清国だけの力では実行しがたい。したがって、袁世凱は当初内心では主戦論であったが、これは明確に日本とともに戦おうというものだった。ただし、これには大きな問題がある。日本とロシアの双方に戦争する強い意思があるのかどうか、あるとしても日本が勝てるのか、という問題である。まず日本側に戦争の意志があることは、楊枢の電報から明確になっていたが、内田公使が指摘したように、慶親王・張之洞らはロシア側が譲歩する可能性を捨てきれなかったのである。もう一つ、慶親王・張之洞ら調停派と袁世凱との違いは、戦争の見通しにあったと思われる。この点は明確ではないが、張之洞の人脈と言うべき張百熙らの1月23日のサトウとの会談が、それを示唆している。他方、袁世凱も日本の働きかけによって中立論に転じ、以後の中立政策を主導するようになる。したがって、直接には日本の働きかけが大きな要因であるが、楊枢が日本の「別の深い意図」を疑っているように、慶親王・張之洞・袁世凱らが日本の東三省への野心に気づかなかったことは考えられない。

要するに、調停には二重の意味が含まれていた。一つは、列強の力を借りて、ロシアとの東三省返還交渉を調停させることである。もう一つは、日露交渉の決裂によって開戦という事態にならないように、列強の調停を誘うことである。主戦論も二種類の考えを含んでいる。その一は、清国が単独でロシアと戦って東三省の主権を回復しようとするものである。その二は、日本

と連合してロシアに打撃を与えて主権回復という目的に達しようとするものである。清国は調停もできなかったし、ロシアと戦争するという手段も採れなかった。日本は自らの利益に基づいて清国を中立へ誘導し、列強も自らの損得に基づいてそれを支持した。そうした中で、清国は自身の軍事力や不安定な国内状況などの利害得失を比較して考えた上で、最終的に戦争勃発後に「局外中立」という政策を決定したのである。

最後に、日本が勝利した場合に参戦しなければ東三省の戦後処理で不利になるのを認識しながら、清国が中立政策をとったのには、日本の他に英・米・仏・独などの思惑や自身の実力を考慮した以外に、国内的な要因として、義和団事件と辛丑条約を背景として考えねばならない。日本の小村外相が1月6日に内田公使を通して、慶親王に中立を勧告した際に挙げた理由の三番目は、清国の参戦は「国民の激昂及び暴動」を引き起こし、それが「列国の干渉を招く」というものであった。これは清国政府も恐れることであった。1月15日の上諭は、各地に「注意して防衛し、慎んで堅固に守備をすべきだ」、「外国人及びその財産・教会を真剣に保護せよ」と国内の安定を強調している。また、2月12日の中立宣言のなかで各地方の將軍督撫に対して、「特に注意して嚴重に警戒し、しっかりと管轄地を守れ。あらゆる開港場および各国人民の財産、教会は一律に真剣に保護し、常に用心しなければならない。もしデマを飛ばして騒ぎを起こそうとする輩がいれば、速やかに逮捕して処罰せよ」と訓令している。さらに、北京の制軍統領衙門・工巡局・順天府五城御使に対して、「きちんと取り締まって商店や住民に各自安心して自分の仕事をさせよ。あらゆる各国の公使館及び教会は特に注意して保護すべきだ。もしデマを捏造し騒ぎを起こそうとする不肖の輩がいれば、たちどころに逮捕し訊問し、軽いものは相当の処罰をし、重いものはただちに死刑にして戒めとせよ」と命じ、「首都以外の各衙門にはみな地方の責任があり、務めて嚴重に禁令を伝え、懈怠なく事を未然に防がなければならない」、と強調している<sup>81</sup>。要するに、再び義和団事件のような国内の排外事件や動乱が起これ、列強のさらなる干渉を招致することを恐れていたと考えられる。1902～03年の「拒俄運動」の高揚を背景に、ロシアに対する宣戦は、そうした事態の引鉄になりかねなかったからである。

- 1 周載章「浅析日俄戦争期間清政府“局外中立”原因」、『貴州大学学报』1986年第2期。曲伝林等「簡論日俄戦争中清政府的“局外中立”政策」、『遼寧大学学报(社科版)』1987年第5期。周厚清「日俄戦争中清政府的局外中立与列強態度」、『惠州大学学报』2000年第3期。喻大華「日俄戦争期間清政府“中立”問題研究」、『文史哲』2005年第2期。崔志海「日俄戦争時期的上海外交」、『史林』2005年第2期。孫昉「試論日露戦争時期清政府的外交政策」、『烟台大学学报(文史哲)』2007年第2期。
- 2 その根拠は、『清季外交史料』巻178に収められた清国駐露公使胡惟徳の「日俄戦争局遲速必出於和、中国宜急籌応付摺」という上奏文の日付が、1903年12月11日(光緒29年10月23日)となっていることである。これに対し鈴木智夫(2007)は、当該期の胡惟徳の上奏文を中心に分析し、該上奏文は1904年8月11日であることを明らかにした。つまり、『清季外交史料』の日付は誤りで、川島説は成立しないことが明白になった。川島は2008年の論文でその観点を修正した。川島真「日露戦争と中国の中立問題」、軍事史学会編『日露戦争——国際的文脈』錦正社、2004年、79-96頁。鈴木智夫「日露戦争と中国駐露公使胡惟徳」『近代中国と西洋国際社会』汲古書院、2007年、267-274頁。川島真「日露戦争における中国外交——満洲における局外中立」、東アジア近代史学会編『日露戦争と東アジア世界』ゆまに書房、2008年1月。
- 3 楊紹震「庚子年中俄東三省撤兵交渉経過」、李定一・包遵彭・吳相湘編纂『中国近代史論叢第一輯第十冊——俄帝之侵略』正中書局印行、1963年。
- 4 『光緒朝中日交渉史料』(下冊)、文海出版社印行、1180頁、第4403文書。
- 5 『光緒朝中日交渉史料』(下冊)文海出版社印行、1191-1192頁、第4462・4463・4465文書。
- 6 同条約は、6ヶ月ごとに区切り、ロシア軍が漸次北方に引き揚げてゆく方式によって、18ヶ月で全面的に撤兵することを約したものである。
- 7 Douglas R. Reynolds 著、李仲賢訳『新政革命与日本——中国 1898-1912』江蘇人民出版社、1998年。
- 8 土肥原賢二刊行会編『秘録土肥原賢二』芙蓉書房、1972年、105-108頁。
- 9 外務省外交史料館所蔵『内田康哉伝草稿』(2)、17頁。この『草稿』は内田康哉伝記編纂委員会・鹿島平和研究所編で、1969年に刊行された『内田康哉』の原稿である。『内田康哉』の凡例に記されているように、この両者は内田の日記に依拠しており、史料的价值は高い。ただし、日記そのものは戦災で焼失した。本論で参考にした内田康哉の日記の部分は両方で引用されたもので、重要な参考史料である。
- 10 『秘録土肥原賢二』、48頁。
- 11 東亜同文会編『対支回顧録』原書房、1968年、414頁。袁世凱が田村次長と協定を結ぶ交渉を始めたのが6月中旬かもしれない。
- 12 楊天石・王学庄編『拒俄運動 1901-1905』中国社会科学出版社、1979年。
- 13 *Archives of China's Imperial Maritime Customs: confidential correspondence between Robert Hart and James Duncan Campbell, 1874-1907.* compiled by Second Historical Archives of China, Institute of Modern History, CASS; chief editors, Chen Xiafei and Han Rongfang, vol. 4, P770: 'Russian doings at Mukden and the views of some leading officials appear to have decided the Court to throw in its lot with Japan in the Manchurian question. Yuan shih Kai and Chang Chih Tung had special audiences on the 2<sup>nd</sup> and 3<sup>rd</sup>, and I think that settle the matter; on the 4<sup>th</sup> Wang Wen-shao(Russian) was put out of Yamen and Na Tung (Japanese)

put in to it; this is thought significant and amounts to a pro-Japanese demonstration. Thus Russians must either climb down now or fight, according to all appearances. War is likely to cause trouble in north China and Peking calm will be interrupted probably.’

- <sup>14</sup> 中国第一歴史档案馆編国家清史編纂委員会档案叢刊『清代軍機処電報档案編第38冊』中国人民大学出版社、2003年、270・272・276頁、第367・369・374・385文書。『清代軍機処電報档案編第39冊』、19・23・24・28頁、第54・69・73・83文書。許同莘編『張文襄公年譜』巻8、商務印書館、1947年、176頁。The Diaries of Sir Ernest Satow, *British Envoy in Peking, (1900-06)*, Vol. 1, edited and annotated by Ian C. Ruxton, with an introduction by James E. Hoare. p370, p379.
- <sup>15</sup> 10月29日、唐紹儀はサトウを訪ねた。満洲問題及びその発展の趨勢を伺い、サトウは以下の意見を述べた。日露開戦の場合、もし清国が参戦すれば、義和団事件より大きな災難と損失をこうむる。もし清国が後方勤務と交通上の援助だけを提供すれば、日英同盟に対する影響はない。日本は日露戦争に勝っても、清国及びアジア諸国を支配しないのは、もし清国が列強に分割される場合、日本の独立も危機に瀕するからだ。開戦に至る場合、日本の戦略家は大衆が予想するように満洲で戦争をせずに、かわりにウラジオストックを攻撃するだろうと。11月1日、張之洞も梁鼎芬を派遣して満洲問題に関するサトウの見方を求めた。サトウは次の見解を表明した。清国は引き続きロシアの要求を拒否すべきだ。列強の助けを求めロシアを徹底的に満洲から撤退させない方が良い。そうなれば、ロシアの敵対を引き起こすからだ。今現在の最も良い方法は動かないで、新聞が唆すように日本と同盟することもやらないことで、でなければロシアを怒らせて満洲に残るよりもっと悪い行動を引き起こすだろう。もし開戦したら、日本はロシアの艦隊をぶち壊すか、あるいは無力にした後、さらにウラジオストックを攻撃するだろう。The Diaries of Sir Ernest Satow, *British Envoy in Peking, (1900-06)*, Vol. 1, pp. 380-382 参照。
- <sup>16</sup> 『大清徳宗景(光緒)皇帝実録』(七)台湾華文書局総発行、4797頁。『張文襄公年譜』巻8、商務印書館、1947年、176頁。
- <sup>17</sup> 日本の東京日日新聞社の北京特派員の松島宗衛は、大正14年に出版した『清朝末路秘史』の中で、袁世凱の上奏文について、次のように記録している。「臣熟熟時局の成行を考ふるに、露の態度傲慢にして、東三省の撤兵到底望む可らず。中国は三省の地に、日露の軍馬を、馳駆せしむるを不利と為すも、今日の形勢、早や如何ともす可からざる危機を示せり。憶ふに日本は三国干渉の恨み其骨髓に徹し、露と一戦を交へずんば、已まざるの決心あり、露国亦東海に出でん為め、日本を圧伏せずんば、已むざるの態度あり。日露両国の開戦や、必至に勢ひ也と言ふ可し。中国の立場は、開戦を不利と為し、外交的措置を以て、開戦を防止するにあり、臣茲に一策を有り、臣の愚考に依れば、開戦の決心は、日に強くして露に弱きものあるを見取す、斯の機微を察し、処するに外交的措置を以てせば、夫れ或いは好果を奏することあらん哉。臣は中国と露国と更に最後の談判を開き、開戦に先ち、露国として、撤兵を実行せしむる協約を締結せんことを欲す。既に撤兵協約を結ぶ、日本は開戦の口実を失はん。既に口実なし、日本豈に無名の師を起さんや、故に中国の時局緩和策は他なし、当局をして露公使を秘密談判せしむるにあり、臣世凱伏して願ふ、外務首班慶王爺及那桐兩尚書をして、更に駐京露公使と交渉せしめんことを。露公使の態度は之を判知する能はざるも、我交渉に応じ譲歩的協約を結ぶの底意あるやも測る可からず。云々。」『清朝末路秘史』、大星社、1925年、91-92頁。

- <sup>18</sup> 外務省編『日本外交文書』第36巻、第一冊、日本国際連合協会、1958年、404 - 413頁、第344文書、348-350、第368文書。
- <sup>19</sup> 『日本外交文書』第36巻、第一冊、427-430頁、第374文書。
- <sup>20</sup> 「発署粵督電為備調之說毋庸議事」、中国第一歴史档案館所蔵『清代軍機処電報档案編』、档案編号：3-12-12-029-0065。川島真は「両広総督岑春煊らは中立を主張していた」としているが、正しくない。川島真「日露戦争と中国の中立問題」、軍事史学会編『日露戦争（一）——国際的文脈』錦正社、2004年、82頁。
- <sup>21</sup> 「収南洋大臣致軍機処外務部電為備戰事」『軍機処電報档案編』、档案編号：3-13-12-029-0094。
- <sup>22</sup> 「収江西巡撫電為予籌兵力事」『軍機処電報档案編』、档案編号：3-13-12-029-0097。
- <sup>23</sup> 「發北洋大臣為俄撤兵事」『軍機処電報档案編』、档案編号：3-12-12-029-0073。
- <sup>24</sup> 『内田康哉伝草稿』(2)、114頁。
- <sup>25</sup> 「袁としては態態開戦の暁、俄かにその説を変じて中立説に左袒することはできないであろうが、若し日本の便宜に適するならば少なくとも開戦当座暫時中立を守る覚悟のようで、あるいは友誼的中立の態度をとり、内密に日本に対しでき得る限りの援助を与えることも辞しないものようであった」『内田康哉伝草稿』(2)』、115頁。
- <sup>26</sup> 内田康哉伝記編纂委員会・鹿島平和研究所編『内田康哉』鹿島研究所出版会、1969年、99頁。
- <sup>27</sup> 『日本外交文書』第36巻、第一冊、445頁、第389文書。
- <sup>28</sup> 『内田康哉伝草稿』(2)、115頁。
- <sup>29</sup> 『内田康哉伝草稿』(2)、118頁。
- <sup>30</sup> 『内田康哉伝草稿』(2)、118頁。
- <sup>31</sup> 『内田康哉伝草稿』(2)、119頁。
- <sup>32</sup> 「日俄戦争期間樞樞致外務部密函（一）『歴史档案』、1987年2期。
- <sup>33</sup> 「日俄戦争期間樞樞致外務部密函（一）『歴史档案』、1987年2期。
- <sup>34</sup> 『内田康哉』、99-100頁。内田の日記によれば、青木が内田に報告したのは1903年12月23日である。
- <sup>35</sup> 「拋楊使江電称、風聞日本兵艦十八艘、昨夜由佐世保往旅順。祈就近確探。云近日日本人密告、日俄協約難就、七八成将有戰事。楊使此電似非無因、日俄果裂、我応照会俄日、使不許在華境構兵。伊必不聽、即声明自守局外。但兩大交訖、須防侵軼、現密籌饗械、以便屆時布置、祈留意。世凱謹肅。江。」「収直督致軍機処電為日艦往旅事」『軍機処電報档案編』89、p50、158文書。
- <sup>36</sup> 「迭接江督電称、俄日有役我居局中固難、局外似亦未妥、兩害取輕、願聞其略。又電、日俄開戦後、日船在各口購備物件、宜如何应付。日語为中国主權、我恐未能脱然局外也、乞向枢府妥議速示。又電、属飭北洋兵船分防江陰吳淞兩口、当先徑復。以附俄則日以海軍擾我東南、附日則俄分陸軍擾我西北。不但中国立危、且恐牽動全球。日俄果决裂、我応守局外。如日船在各口購備戰物、地方官応按局外公例行文詰阻。如用兵力強辦、我亦無可如何。但不可由我接濟、暨由我明許。至無論将来如何、要必須先從局外入手。倘有变遷、因勢应付。至北洋各船、不足当大敵。俄日交戦後、恐擄脅我船以相助、宜先深藏内港、相機調用。如泊外口、適足餌敵招擄、請審裁等語。是否有当、祈核政示遵。世凱謹肅。庚。」「収北洋大臣致軍機処電為日俄有役我居局中固難事」『軍機処電報档案編』、档案編号：3-13-12-029-0167。または王彦威・王亮編『清季外交史料』、巻179、3頁と錢実甫編『清季重要職官年表』、中華書局、

1959、154-157 頁を参照した。

<sup>37</sup> 「北洋大臣致軍機処電為日俄有役我居中固難事」『軍機処電報檔案編』、档案編號：3-13-12-029-0167。

<sup>38</sup> 「北洋庚電南洋陽電均悉。俄日倘有戰事、日本以保中国主權為名、持論甚正。俄亦未與我開費、我若稍有輕重、患即隨之。祇可先從局外入手。惟事為東三省而起、地主在我、與兩國交戰他國自守局外之例情形不同。懸揣大勢、戰事初起當在遼海、不至遽擾東南。如調北洋兵船分防江陰吳淞兩口、徒使各國生心、民間惶惑。尚非現在要着、自以暫入內港為妥。至日船在各口購備戰物、我既不能於東三省阻俄、亦自不便於各口阻日。如其自向居民購辦、碍難頭詰。但不宜由地方官代辦、明許接濟。事拋危疑、外情瞬息千變。來電謂倘有變遷、因勢應付、具中肯綮。尚希嚴密布置、相機妥籌為要。樞部、青。」「癸南北洋大臣電為日俄將戰事」『軍機処電報檔案編』、档案編號：3-12-12-029-0096。

<sup>39</sup> 「為廷議已決和戰在何事」『軍機処電報檔案編』、档案編號：3-13-12-029-0173。

<sup>40</sup> 「日俄戰爭期間樞致外務部密函」(一)『歴史档案』1987年2期。

<sup>41</sup> 『日本外交文書』第36卷、第一冊、第50文書、41-45頁。

<sup>42</sup> 「同年末頃に於ける清国要路の感想は、露国は遂に日本に屈從すべく、従つて日露の談判は平和に終局するであろうと信ずるようであり、またこの予想に反して開戦に至らば清国は中立の態度をとることを希望せる模様であった。併し、今回の如き清国にとり関係最も痛切なる問題に関し中立の態度をとることは、清国としては極めて痛心すべきがあった。というのは、戦争の結果勝利が日露何れに帰するも、清国は中立の態度を執る結果遂に永遠に満洲を喪うべきを恐れたからである。翟鴻禔と他の大官などは中立説に傾いていた」。『内田康哉伝草稿』(2)、115頁。

<sup>43</sup> 『日本外交文書』第37・38卷、別冊「日露戦争I」、第659文書、734頁。

<sup>44</sup> 參謀本部編『秘密日露戦史(第一)』、巖南堂書店、1977年、125-127頁。

<sup>45</sup> 『日本外交文書』第37・38卷、別冊「日露戦争I」、第660-661文書、734-737頁。  
*The Diaries of Sir Ernest Satow, British Envoy in Peking (1900-06)*, Vol. 2, p. 8.

<sup>46</sup> 『日本外交文書』第37・38卷、別冊「日露戦争I」、第664文書、738頁。

<sup>47</sup> 『日本外交文書』第37・38卷、別冊「日露戦争I」、第662-663文書、737-738頁。

<sup>48</sup> 『日本外交文書』第37・38卷、別冊「日露戦争I」、第666-667文書、739-740頁。  
*The Diaries of Sir Ernest Satow, British Envoy in Peking (1900-06)*, Vol. 2, pp. 8-9.

<sup>49</sup> *The Diaries of Sir Ernest Satow, British Envoy in Peking (1900-06)*, Vol. 2, p. 9.

<sup>50</sup> 鹿島守之助『日本外交政策の史的考察』、157-158頁。

<sup>51</sup> 鹿島守之助『日本外交政策の史的考察』、183頁、注3。

<sup>52</sup> 孫瑞芹訳『徳国外交文件有關中国交渉史料選訳』第2冊、商務印書館、1960年、75頁。ドイツ駐清公使が自国外交部に報告した電報の日付は2月4日である。また、*The Diaries of Sir Ernest Satow, British Envoy in Peking (1900-06)*, Vol. 2, p. 9 参考。その中で提示した日付は2月3日である。

<sup>53</sup> *The Diaries of Sir Ernest Satow, British Envoy in Peking (1900-06)*, Vol. 2, pp. 1-2。また、イアン・ラックストーン・平川幸子訳「英国公使サー・アーネスト・サトウが北京から見た日露戦争——その日記と手紙から」、軍事史学会編『日露戦争(一)——国際的文脈』錦正社、2004年、161-177頁参照。その論文のなかで、桂

春の肩書きを候補知県としているが、桂春は1898年に甘肅按察使の職から候補三品京堂を賞され、総理衙門大臣に任じられた。1900年以降、内閣学士・駐露公使兼オーストリア公使(未着任)・礼部右侍郎・戸部左侍郎などにも任じられたことからみると、1904年頃僅か七品の候補知県に任じられたというのは誤りであろう。錢實甫編、『清代職官年表』、中華書局、第4冊参照。

<sup>54</sup> *The Diaries of Sir Ernest Satow, British Envoy in Peking (1900-06)*, Vol. 2, p11.

<sup>55</sup> *The Diaries of Sir Ernest Satow, British Envoy in Peking (1900-06)*, Vol. 2, p12.

<sup>56</sup> *The Diaries of Sir Ernest Satow, British Envoy in Peking (1900-06)*, Vol. 2, p13.

<sup>57</sup> 喻大華は、張之洞の1904年10月24日の「籌画東三省事宜摺」に基づいて、張を「連日拒俄」論、或いは戦前と戦争初期の日本と共にロシアと戦うという主張の代表者としている。しかし、張の上奏文は日露戦争の結果を展望しながら、戦後に東三省やモンゴル・新疆を保全するため、「東では日本と連帯、西ではイギリスと連帯」という策を提起し、ロシアがモンゴルを侵攻した場合、「日本の將校が我が兵士を率いてロシアと戦えるかもしれない」という主張をしたもので、戦争前の主張ではない。

<sup>58</sup> 平川幸子「ポーツマス講和会議・幻の清国使節団——日露戦争下の米清関係」、軍事史学会編『日露戦争(一)——國際的文脈』錦正社、2004年、97-111頁参照。

<sup>59</sup> 「取伊犁將軍電為請各國調和東三省事」『軍機処電報檔案編』。檔案編號：3-13-12-029-0233。

<sup>60</sup> 「為調兵集奉直界事」『軍機処電報檔案編』。檔案編號：3-12-13-029-0118。

<sup>61</sup> 「俄日戰事日亟中国宜助日攻俄說」『申報』、光緒二十九年十二月二十五日、第11070号。

<sup>62</sup> 「日俄战争期间杨枢致外务部密函(一)」『歴史档案』1987年2期。

<sup>63</sup> 「為日俄將戰事」『軍機処電報檔案編』。檔案編號：3-12-12-029-097。

<sup>64</sup> 『軍機処電報檔案編』。檔案編號：3-12-12-029-098、3-12-12-029-100。

<sup>65</sup> 『日本外交文書』第37・38巻、別冊「日露戦争I」、740-742頁、第668文書。

<sup>66</sup> 「甲、右會議ノ目的ハ明確ナラサルコト。乙、本官並ニ露公使ハ右様ノ會議ニ臨席スルヲ不便ト認ムベシ。從テ最モ利益關係ヲ有セルニ公使ヲ缺カセル會議ノ効果ハ極メテ薄弱ナルベクコト。丙、中立通告ノ為メ各使臣ニ特別ノ照会ヲナスノ必要ヲ認ムトセバ之レー片ノ公文ニ依テ行フヲ得ベク且ツ其上面アタル説明ヲ与フルヲ必要トセバ是亦各別ニ各使臣ニ対シナスヲ得ベシ。丁、外交官會議ニハ多数決ナルモノナシ且ツ夫レ各国使臣ヲシテ苟モ一ノ措置ヲ取ルニ必要ナル各員一致ノ決議ヲ為サシムルハ外務部ニ取り極メテ難事ナルベシ。戊、時局ノ進行ト共ニ清國ノ態度ヲ変更スルノ必要モ生ズベキヲ以テ清國ト列國間ノ關係ヲ可成單純ナラシメ置クヲ大ニ可ナリトス。己、本問題ニ大ナル關係ヲ有セザル外國使臣ニ協議スルハ徒ニ時局ヲ複雑ナラシムルノミニテ清國ニ取り最モ不得策ナリトス。』『日本外交文書』第37・38巻、別冊「日露戦争I」、740-742頁、第668文書。

<sup>67</sup> 『光緒朝東華録』(五)、文海出版社、5132頁。

<sup>68</sup> 天津図書館・天津社会科学院歴史研究所編、廖一中・羅真容整理『袁世凱奏議』天津古籍出版社、1987年、877-880頁。

<sup>69</sup> 「日俄战争期间杨枢致外务部密函(一)」『歴史档案』1987年2期。当時、「東洋」

---

という言葉は日本を指すことが多いが、ここは東アジアを指すと考える。

<sup>70</sup> 『大清徳宗景（光緒）皇帝実録』（七）台湾華文書局総発行、4830 頁。

<sup>71</sup> 『清季外交史料』、巻 181、5-8 頁。

<sup>72</sup> 「発鄂江督電、為守中立事」『軍機処電報档彙編』、档案编号：3-12-12-029-0110。

<sup>73</sup> 『清季外交史料』、巻 181、18 頁。

<sup>74</sup> 「日俄開戦、我守局外。所有一切事宜、応如何布置、即希尽籌速辦。枢部、宥。」  
『軍機処電報档彙編』、档案编号：3-12-12-029-0113。

<sup>75</sup> 『清季外交史料』、巻 181、19-23 頁。又は、『光緒朝東華録』（五）5145 頁参照。

<sup>76</sup> 『軍機処電報档彙編』、档案编号：3-12-12-029-0115、116、117、118。

<sup>77</sup> 『軍機処電報档彙編』、档案编号：3-12-12-029-0120、0121、0122。

<sup>78</sup> 『清季外交史料』、巻 181、26-27 頁。

<sup>79</sup> 「為陳日俄之戦事」『軍機処電報档彙編』、档案编号：3-12-13-029-0292。

<sup>80</sup> 「発署粵督電為所陳辦法碍難照行事」『軍機処電報档彙編』、档案编号：3-12-12-029-0123。

<sup>81</sup> 『清代軍機処電報档彙編』第 38 冊、中国人民大学出版社、2003 年、291-292 頁、  
第 442、443 文書。『清季外交史料』、巻 181、19 頁。